

市議会定例会議案

山形市

令和5年9月定例会議案目次

議案番号	件名
議第60号	令和4年度山形市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について
議第61号	令和4年度山形市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
議第62号	令和4年度山形市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
議第63号	令和4年度山形市立病院済生館事業会計剰余金の処分及び決算認定について
議第64号	令和5年度山形市一般会計補正予算
議第65号	「工事請負契約の締結について」の一部変更について（道の駅「(仮称)蔵王」整備事業設計建設工事）
議第66号	指定管理者の指定について（道の駅やまがた蔵王）
議第67号	山形市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部改正について
議第68号	山形市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について
議第69号	山形市福祉医療給付金支給条例の一部改正について
議第70号	山形市保健衛生関係手数料条例の一部改正について
議第71号	山形市旅館業法施行条例の一部改正について
議第72号	山形市火災予防条例の一部改正について

議第60号

令和4年度山形市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について

令和4年度山形市一般会計歳入歳出決算並びに令和4年度山形市国民健康保険事業会計歳入歳出決算、令和4年度山形市後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算、令和4年度山形市介護保険事業会計歳入歳出決算、令和4年度山形市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計歳入歳出決算、令和4年度山形市区画整理事業会計歳入歳出決算、令和4年度山形市財産区会計歳入歳出決算、令和4年度山形市駐車場事業会計歳入歳出決算、令和4年度山形市公設地方卸売市場事業会計歳入歳出決算及び令和4年度山形市農業集落排水事業会計歳入歳出決算（以上別冊のとおり。）について、本市監査委員の審査意見（別冊のとおり。）を付けて、地方自治法第233条第3項の規定により認定に付する。

令和5年10月5日提出

山形市長 佐藤 孝 弘

議第61号

令和4年度山形市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

令和4年度山形市水道事業会計決算（別冊のとおり。）に伴う剰余金について、地方公営企業法第32条第2項の規定により同決算の剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同決算について、本市監査委員の審査意見（別冊のとおり。）を付けて、同法第30条第4項の規定により認定に付する。

令和5年10月5日提出

山形市長 佐藤孝弘

議第62号

令和4年度山形市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

令和4年度山形市公共下水道事業会計決算（別冊のとおり。）に伴う剰余金について、地方公営企業法第32条第2項の規定により同決算の剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同決算について、本市監査委員の審査意見（別冊のとおり。）を付けて、同法第30条第4項の規定により認定に付する。

令和5年10月5日提出

山形市長 佐藤孝弘

議第63号

令和4年度山形市立病院済生館事業会計剰余金の処分及び決算認定について

令和4年度山形市立病院済生館事業会計決算（別冊のとおり。）に伴う剰余金について、地方公営企業法第32条第2項の規定により同決算の剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同決算について、本市監査委員の審査意見（別冊のとおり。）を付けて、同法第30条第4項の規定により認定に付する。

令和5年10月5日提出

山形市長 佐藤孝弘

令和 5 年度山形市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度山形市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,806,099 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 105,357,496 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 5 年 10 月 5 日 提出

山形市長 佐藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		10,656,000 ^{千円}	1,146,569 ^{千円}	11,802,569 ^{千円}
	1 地方交付税	10,656,000	1,146,569	11,802,569
15 国庫支出金		18,350,781	77,784	18,428,565
	2 国庫補助金	5,805,876	76,904	5,882,780
	3 委託金	369,285	880	370,165
16 県支出金		7,873,636	69,500	7,943,136
	2 県補助金	2,666,955	69,500	2,736,455
17 財産収入		330,716	30,626	361,342
	2 財産売払収入	243,291	30,626	273,917
19 繰入金		2,812,905	△ 289,513	2,523,392
	2 基金繰入金	2,389,020	△ 289,513	2,099,507
20 繰越金		600,000	1,864,633	2,464,633
	1 繰越金	600,000	1,864,633	2,464,633
22 市債		6,642,600	△ 93,500	6,549,100
	1 市債	6,642,600	△ 93,500	6,549,100
歳入合計		102,551,397	2,806,099	105,357,496

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		10,083,199 ^{千円}	2,031,478 ^{千円}	12,114,677 ^{千円}
	1 総務管理費	3,149,885	1,697,862	4,847,747
	2 徴税費	1,031,135	45,000	1,076,135
	3 戸籍住民基本台帳費	469,913	10,347	480,260
	7 企画費	4,960,279	278,269	5,238,548
3 民生費		40,154,853	163,112	40,317,965
	1 社会福祉費	18,563,532	150,898	18,714,430
	2 児童福祉費	17,609,482	12,214	17,621,696
4 衛生費		8,642,722	3,083	8,645,805
	1 保健衛生費	4,621,630	3,083	4,624,713
6 農林水産業費		2,054,065	4,551	2,058,616
	1 農業費	1,730,336	4,551	1,734,887
7 商工費		7,661,897	60,547	7,722,444
	1 商工費	7,594,622	60,547	7,655,169
8 土木費		12,036,432	216,420	12,252,852
	2 道路橋りょう費	3,842,018	197,000	4,039,018
	4 都市計画費	3,769,593	16,000	3,785,593
	6 住宅費	239,535	3,420	242,955
9 消防費		3,264,552	59,986	3,324,538
	1 消防費	3,264,552	59,986	3,324,538

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		8,901,128 ^{千円}	116,922 ^{千円}	9,018,050 ^{千円}
	2 小学校費	1,587,142	77,077	1,664,219
	3 中学校費	533,449	39,845	573,294
14 諸支出金		0	150,000	150,000
	1 土地開発基金費	0	150,000	150,000
歳出合計		102,551,397	2,806,099	105,357,496

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
市民会館整備運営事業	令和5年度から 令和25年度まで	17,271,448千円に物価変動による増減額を加えた額
図書館情報システム更新運用事業	令和5年度から 令和11年度まで	47,821

変 更

事 項	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
東消防署蔵王温泉出張所整備事業	258,000	347,978

第3表 地方債補正

追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
旧 双 葉 小 学 校 法 面 補 強 事 業	4,200 ^{千円}	普通貸借 又は証券 発行	借入先との [%] 協定による。	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により 償還年限を短縮し、繰上償還をし、又は低利債に 借り換えることができる。

変 更

起債の目的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
地 方 道 路 等 整 備 事 業	901,300 ^{千円}	908,300 ^{千円}
都 市 計 画 公 園 整 備 事 業	145,300	152,500
公 営 住 宅 整 備 事 業	2,700	5,100
消 防 施 設 整 備 事 業	683,400	743,300
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	254,800	304,200
令 和 5 年 度 臨 時 財 政 対 策 債	1,519,000	1,295,400

議第65号

「工事請負契約の締結について」の一部変更について

令和3年10月1日に議決を経て、令和5年3月22日にその変更の議決を経た令和3年議第103号「工事請負契約の締結について」の一部を次のように変更する。

令和5年10月5日提出

山形市長 佐藤 孝弘

3請負金額の項中「金1,448,088,488円」を「金1,598,201,008円」に改める。

理 由

道の駅「(仮称)蔵王」整備事業設計建設工事について、請負金額を変更しようとするものである。

議第66号

指定管理者の指定について

次のとおり、指定管理者を指定する。

令和5年10月5日提出

山形市長 佐藤 孝弘

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者に指定する団体の名称	指定の期間
道の駅やまがた蔵王	株式会社表蔵王ベルタウン	令和5年11月1日から 令和20年11月30日まで

理由

道の駅やまがた蔵王の管理を株式会社表蔵王ベルタウンに行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めようとするものである。

議第67号

山形市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部改正について

山形市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年10月5日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例

(山形市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 山形市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年市条例第76号)の一部を次のように改正する。

第3条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

(山形市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 山形市一般職の職員の給与に関する条例(昭和46年市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第5条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第32条第1項中「第44条」を「第26条の8」に改める。

(山形市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 山形市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の山形市職員の懲戒の手續及

び効果に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の山形市一般職の職員の給与に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後の山形市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和5年9月1日から適用する。

理 由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、規定の整備をしようとするものである。

議第68号

山形市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について

山形市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年10月5日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

山形市基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和39年市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表1 積立基金の表公共施設維持補修基金の項を削り、同表に次のように加える。

公共施設等整備・総合管理基金	公共施設等の整備及び山形市公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の改修等の資金に充てるために積み立てるもの
----------------	--

附 則

この条例中別表1 積立基金の表に次のように加える改正規定は公布の日から、同表公共施設維持補修基金の項を削る改正規定は令和6年4月1日から施行する。

理 由

公共施設等の整備や改修等に活用するための基金を新たに設置するとともに、公共施設維持補修基金を廃止しようとするものである。

議第69号

山形市福祉医療給付金支給条例の一部改正について

山形市福祉医療給付金支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年10月5日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市福祉医療給付金支給条例の一部を改正する条例

山形市福祉医療給付金支給条例（昭和49年市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書を削る。

第5条第1項中「こども医療給付金の支給認定者のうち15歳に達する日以後における最初の4月1日から18歳に達する日以後における最初の3月31日までの者にあつては、外来療養を除く。」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の第4条第2項の規定による医療証の交付及びこれに関し必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例による改正後の山形市福祉医療給付金支給条例の規定は、施行日以後に受ける療養の給付に係るこども医療給付金について適用し、施行日前に受けた療養の給付に係るこども医療給付金については、なお従前の例による。

理 由

外来療養等に係る子ども医療給付金の支給対象者の範囲を18歳までに拡大しようとするものである。

議第70号

山形市保健衛生関係手数料条例の一部改正について

山形市保健衛生関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年10月5日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市保健衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

山形市保健衛生関係手数料条例（平成30年市条例第50号）の一部を次のように改正する。
別表7の項中「又は第3条の3第1項」を「、第3条の3第1項又は第3条の4第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）第1条の規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表7の項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

理 由

旅館業法の改正に伴い、旅館業の譲渡に係る旅館業許可承継承認申請手数料を定めようとするものである。

議第71号

山形市旅館業法施行条例の一部改正について

山形市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年10月5日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

山形市旅館業法施行条例（平成30年市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

第5条第1項及び第6条中「及び第3条の3第3項」を「、第3条の3第2項及び第3条の4第3項」に改める。

第8条中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）第1条の規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

理 由

旅館業法の改正に伴い、旅館業の譲渡により営業者の地位が承継される場合における基準等について規定の整備をしようとするものである。

議第72号

山形市火災予防条例の一部改正について

山形市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年10月5日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市火災予防条例の一部を改正する条例

山形市火災予防条例（昭和48年市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第13条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第15条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第15条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第13条の2第1項第4号」に改める。

第54条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第3 厨房設備の項を次のように改める。

厨房設備	気体燃料	不燃 以外	開放式	組込型こんろ・グリドル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリドル付こんろ・グリドル付こんろ	14k W以下	100	15注	15	15注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	21k W以下	100	15注	15	15注	
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリドル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリドル付こんろ・グリドル付こんろ	14k W以下	80	0	—	0	
				据置型レンジ	21k W以下	80	0	—	0	
	固体燃料	不燃 以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50	
		不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30	
	上記に分類されないもの			使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
				使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100	
				使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の山形市火災予防条例（以下「新条例」という。）第15条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第13条第1項第3号の2（新条例第10条の2第1項及び第3項、第13条第3項、第14条第2項及び第3項並びに第15条第2項及び第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第15条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、同条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第15条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、こ

の条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

理 由

総務省令の改正に伴い、蓄電池設備、固体燃料を使用する火気設備等に係る火災予防上必要な措置について所要の改正を行おうとするものである。